

## 「JNLA登録の一般要求事項」の改正要旨

認定センター JNLA事務局

### 1. 改正理由

登録に関する遵守事項として、登録申請事業者に関する事項を新規に規定するとともに、試験証明書の記載事項、規格適合性の表明に関する事項、登録の更新に関する事項等について見直しを行い、現行のJNLA制度の運用との整合化、改善を図るため改正を行う。

また、一般要求事項の改正とあわせ、「JNLA登録と取得の維持のための手引き」を改正する予定。

### 2. 主な改正内容

#### 【定義】

- ・ 登録申請事業者を追加

#### 【登録に関する一般要求事項】

- ・ 5.10.2「試験証明書」の(2)として、試験実施日の記載を明記
- ・ 5.10.2「試験証明書」の(3)として、規格適合性の表明を行う場合は、試験証明書に測定の不確かさを記載することを明記
- ・ 5.10.5「意見及び解釈」の(2)として、規格適合性の表明を行う場合であって、顧客との書面による合意がある場合の例外を規定

#### 【登録に関する遵守事項】

##### (第1部 登録申請事業者に関する事項)

- ・ 新規追加

##### (第2部 登録試験事業者に関する事項)

- ・ 1.6「登録の更新」(2)及び(3)に、登録の更新を希望しない場合の手続き、法に基づく立入検査の実施等について追加
- ・ 1.7「変更届」(2)として、変更内容により法に基づく立入検査の実施について追加
- ・ 6.「確認書の提出」を第1部の1.に移動し、新しく「認定国際基準対応サービスの申込み」を追加

##### (第3部 国際MRA対応認定事業者に関する事項)

- ・ 1.5「定期検査」に、注)として、法に基づく立入検査を実施する場合、定期検査と同時に実施する旨を追加
- ・ 1.5「定期検査」(2)定期検査の周期に、初回登録日と初回認定日が異なる国際MRA対応認定事業者の定期検査の周期の起点日について明記
- ・ 1.6として「認定の失効」を追加
- ・ 6.として、「認定国際基準対応サービスの解約」を追加

その他、手引きの改正とあわせた新しい届出様式の引用、全体的な字句の訂正等を行う。